

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

武雄市長 小松 政

市町村名 (市町村コード)	佐賀県武雄市 (41206)	
地域名 (地域内農業集落名)	武雄町 (上西山、下西山、武雄、川良、花島、永島、溝ノ上)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 12 月 19 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・武雄町は市内でも街部に該当し、かつて圃場整備が行われた農地が開発で宅地化が進んでいる。
- ・農業者の高齢化がすすみ、後継者となりえるものも少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・圃場整備が行われた条件の良い農地は地域で経営を続けていける体制を構築する(水稻、麦、大豆)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	220 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	220 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 - ・圃場整備エリアは農業経営を将来にわたり、継続していけるように取り組んでいく。
- ※ただし都市計画区域を除く。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・作付けごとの団地化については集落ごとに実施できる部分は実施済み。 ・さらなる農地利用の効率化に向けて協議を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業用施設の老朽化が進んでいるため、随時関係機関に相談を行いながら着手できる事業に取り組んで行く。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市、県、JAと相談体制を確立し、認定農業者や新規就農者の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山間部のイノシシ被害軽減のため、各種事業で設置した防護柵を、地域住民で保守管理を行っていく。
- ⑦各種交付金(多面的機能支払など)を利用した保全管理を行っていく。